

障害者（児）日常生活用具給付申請書

(申請先)
〇〇区長

申請日
年 月 日

申請者氏名
続柄 ()

住所

電話番号 ()

次のとおり障害者日常生活用具の給付を申請します。
※ 障害者（児）日常生活用具給付申請に際して、給付決定に必要な対象者世帯の税情報、世帯情報、障害者関連情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報及び給付履歴を、台帳及び関係機関に確認することに同意します。

対象者	氏 名			
	住 所		生年月日	
			電話番号	
			F A X 番号	
			個人番号	

障害の状況	身体障害者手帳	(第 号 交付)	
	愛の手帳	第 (号 交付)	
	精神障害者保健福祉手帳	第 (号 交付)	
難病等患者		疾病番号 疾病名	
		身体等の状況	

品 目 名 称	
備 考	

※区記入欄

受付日：

受付者：

来庁者	確認書類
□本人	A 本人の個人番号確認
	☐ 個人番号カード ☐ 番号通知カード ☐ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
	B 身元確認（写真付は1つ、写真なしは2つにチェック）
	写真付 ☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ 住基カード ☐ 在留カード ☐ 身体障害者手帳 ☐ 愛の手帳(療育手帳) ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ その他（ ）
	写真無 ☐ 被保険者証（国保・健保・船員保険・後期高齢・介護保険） ☐ 国民年金手帳 ☐ 年金若しくは恩給の証書 ☐ 住基カード ☐ 児扶証書 ☐ 特児扶証書 ☐ その他（ ） ※個人識別事項の記載のあるものに限る
	☐ 職員による確認（確認者氏名： ）
□代理人	A 代理権の確認
	法定 ☐ 戸籍抄本 ☐ その他資格を証明する書類（ ）
	任意 ☐ 委任状
	上記書類以外 ☐ 本人に対し官公署が発行した書類（ ） ☐ 本人の身元確認書類（ ） ※番号確認に使用した通知カードは除く
	B 代理人の身元確認（写真付は1つ、写真なしは2つにチェック）
	写真付 ☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ 住基カード ☐ 在留カード ☐ 身体障害者手帳 ☐ 愛の手帳(療育手帳) ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ その他（ ）
	写真無 ☐ 被保険者証（国保・健保・船員保険・後期高齢・介護保険） ☐ 国民年金手帳 ☐ 年金若しくは恩給の証書 ☐ 住基カード ☐ 児扶証書 ☐ 特児扶証書 ☐ その他（ ） ※個人識別事項の記載のあるものに限る
	☐ 職員による確認（確認者氏名： ）
	C 本人の個人番号確認
	☐ 個人番号カード ☐ 番号通知カード ☐ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

※ 個人番号未記載のため、個人番号欄は担当者が統合番号連携システムで確認、補記
（確認日： 確認者氏名： ）

世帯状況・収入等申告書

(申告先)
横浜市 ○○区長

申 告 日 年 月 日

申告者氏名

続柄 ()

住 所

次のとおり申告します。

1 世帯の状況について

以下の該当する方の状況を記入してください。

- ・利用者が18歳以上の場合：本人及び配偶者（単身赴任等により生計を一にしている配偶者を含む。）
- ・利用者が18歳未満の場合：保護者の属する世帯員全員（単身赴任等の保護者を含む。）
- ・扶養親族等の人数：当該年度の市民税における1月1日現在の年齢で、該当する人数

	氏 名	生年月日	利用者 から みた 続柄	扶養親族 等の人数		年度の市民税の状況		確認
				16歳 未満	16～ 18歳	課税・ 非課税の 別	制度の基準に基づ く所得割の額／年 (以下同様)	
利用者				人	人	☐ 課税 ☐ 非課税	円	
利用者の 配偶者				人	人	☐ 課税 ☐ 非課税	円	
世帯員				人	人	☐ 課税 ☐ 非課税	円	
				人	人	☐ 課税 ☐ 非課税	円	
				人	人	☐ 課税 ☐ 非課税	円	
				人	人	☐ 課税 ☐ 非課税	円	

※ 世帯の状況において、単身赴任等により別世帯である場合は、下記の欄もご記入ください。

氏名				人	人	☐ 課税 ☐ 非課税	円	
住所	〒							

2 他制度・控除の適用の有無

下記の制度、控除等について、該当の有無を記入してください。

なお、その事実及び内容（金額等）について、必要に応じて公簿等で確認を行います。また、以下の方法によって確認した、いずれかの方の市民税所得割の額が46万円以上の場合、制度対象外となります。

制度・控除の種類	該当に○		有の場合の説明・備考	確認
生活保護の適用	なし	有	申請時点で生活保護の適用がある場合、課税状況に優先します。	
住宅借入金等特別税額控除 (住宅取得控除)	なし	有	・控除前の所得割の額で判定します。 ・所得割の額が46万円より高くなることによって、 制度対象外になる場合があります。	
寄付金税額控除 (ふるさと納税等)	なし	有		
年少・特定扶養控除 ※ 上欄1の表中に記入			・当該控除廃止前の所得割の税率で税額を計算します。 ・所得割の額が46万円より低くなることによって、 制度対象になる場合があります。（非課税にはなりません。）	